

## 役員報酬規程

(目的および意義)

第1条 この規程は、公益社団法人日本臨床工学技士会（以下、「本会」という）の定款30条にもとづき、本会の役員報酬等に関して必要な事項を定めることを目的とし、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性および透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、以下の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 常勤とは、本会を主たる勤務場所とし、且つ勤務日数が1週間のうち、3日以上を勤務する者をいう。
- (3) 非常勤とは、常勤以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、その名称のいかんを問わず、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として支払われる財産上の利益及び退職手当のことであって、費用と明確に区分されるものをいう。
- (5) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費のことであって、報酬等と明確に区分されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員に対して賞与は支給しない。
- 3 役員に対して退職手当を支給することができる。

(報酬額等の決定)

第4条 常勤の理事に対する報酬額については、代表理事は、別表に定める金額の範囲内において1人当たりの報酬額を理事会の承認を経て決めるものとする。

常勤の監事に対する報酬については、別表に定める金額の範囲内において監事間の協議によって決定する。

- 2 常勤の理事に対する退職手当は次により計算する。ただし別表1に定める金額を超えてはならない。
  - (1) 退任時の報酬額を12で除し在任年数を乗じた額とする。
  - (2) 在任期間は、常勤役員就任の日より同退任の日までとする。ただし、在任年数に1年未満の単数があるときは、1箇月につき12分の1とし、1箇月未満は単数切り上げ1箇月とする。
- 3 非常勤の理事に対する報酬額については、その職務に応じ別表2に定める金額とする。
- 4 非常勤の監事にたいする報酬額については、別表3に定める金額の範囲内において監事間の協議によって決定する。
- 5 非常勤の役員に対する退職手当は、次により計算する。
  - (1) 非常勤役員在任年数に10,000円を乗じた額とする。ただし、在任年数の算定の起算年については、平成14年以降とする。
  - (2) 在任年数は、非常勤役員就任年度から同退任の年度とする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関窓口へ振り込むこともできる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除し支給するものとする。

3 常勤役員の報酬は月額を持って支給するものとし、毎月一定の時期に支給するものとする。

(公表および改廃)

第6条 本会は、この規程をもって、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の基準として公表するものとする。またこの規程の改廃は、総会の決議の議決を経ておこなうものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1. この規程は、公益社団法人日本臨床工学技士会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

2. この規程は、平成28年5月14日に開催された平成28年度総会により承認され同日より施行する。

別表 1

常勤役員の報酬額 年間 1000万円以内
----------------------

別表 2

職務	報酬額
講演等（60分を基準とする）	臨床工学技士である役員 20,000円
	臨床工学技士以外の役員 50,000円
役員会議等（120分を基準とする）	10,000円
外部団体会議（120分を基準とする） （当該団体からの報酬等が無いもの）	10,000円
その他の役務（1日を基準とする）	5,000円

別表 3

非常勤監事の報酬額 年間 150万円以内
----------------------